

◎一時預かりのご利用にあたって

- ①予約受付時間は平日10:00～16:00となっております。
- ②予約電話をされる場合は、まずお子様の氏名、利用希望日時をお伝えください。
- ③予約は、毎月11日に翌月1ヵ月分を承ります。(11日が土日祝日の場合は、翌平日からの受け付けになります。予約開始日はあらかじめお問い合わせください。)
- ④定員満のときや、園行事のときは、受付できないこともありますのでご了承ください。
- ⑤利用者の方が多いため、お早めのご予約をお願いします。
- ⑥毎年度、更新書類の提出が必要です。
- ⑦発熱、嘔吐、下痢など体調が悪い場合は、お子様をお預かりできません。
保育中に体調不良になられた場合は、お迎えをお願いします。
お子様を一旦お預かりした後は、ご利用料金の返金はできませんので、ご了承ください。
- ⑧薬を預かり、投与することはできません。
- ⑨キャンセルの場合は当日の8:30までに連絡してください。キャンセル料金はかかりません。
- ⑩受け入れ準備が整っていないため、予約時間より早く来られないようにお願いします。
- ⑪ご利用料金は、お子様をクラスへお預け後、事務室にてお支払ください。
おつりが要らないようにご準備ください。
- ⑫お迎え時間を過ぎた場合、超過料金(1,000円)が発生しますので、ご了承ください。
- ⑬お迎えに来られる方が急に代わられた場合は、保護者の方よりご連絡ください。
- ⑭一時預かり終了後は、園庭で遊ばずにすみやかにお帰りください。
- ⑮その他一時預かりの種類や通年制については下記をご覧ください。



【参考1】一時預かりには下記の種類があります。

名称	事由	利用日数制限
非定型的保育	保護者の労働、職業訓練または就学等により、原則として週3日を限度として、家庭保育が断続的に困難となる広島市に居住する児童を対象とした保育事業	月9日以内
緊急保育	保護者の傷病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭等、社会的にやむを得ない事由により、緊急一時的に家庭保育が困難になる児童を対象とした保育事業	月14日以内 ※ただし、やむを得ない事情がある場合は、さらに14日を限度として必要最小限の期間の延長ができる。
私的理由による保育	保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担を解消する等の私的理由により一時的に家庭保育が必要となる広島市に居住する児童を対象とした保育事業	月9日以内
待機児童等対応保育	保護者の就労、職業訓練等を理由とする待機児童家庭(求職活動中は除く)あるいは月により9日を超える不定期な勤務のため一時的に月9日を超えて保育が必要となる広島市に居住する児童を対象とした保育事業	月10日以上

【参考2】平成30年度の通年制について

- 0歳児クラス ⇒ 平成29年4月2日生まれ～平成30年4月1日生まれ
- 1歳児クラス ⇒ 平成28年4月2日生まれ～平成29年4月1日生まれ
- 2歳児クラス ⇒ 平成27年4月2日生まれ～平成28年4月1日生まれ
- 3歳児クラス ⇒ 平成26年4月2日生まれ～平成27年4月1日生まれ
- 4歳児クラス ⇒ 平成25年4月2日生まれ～平成26年4月1日生まれ
- 5歳児クラス ⇒ 平成24年4月2日生まれ～平成25年4月1日生まれ